

中小・小規模企業省エネ・デジタル環境整備緊急対策事業費補助金（デジタル技術導入）  
交付要綱の運用について

1 適用規定

この補助金の交付については、中小・小規模企業省エネ・デジタル環境整備緊急対策事業費補助金（デジタル技術導入）交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この運用に定めるところによる。

2 補助対象者の選定

複数の補助対象者より補助金の交付申請があった場合、別に定める補助対象者選定審査会設置要領に基づき設置された審査会において審査を実施し、補助対象者を選定することとする。

3 補助対象事業

要綱第5条第1号で掲げる事業の具体例は、次のとおりとする。

(1) 間接補助金に係る交付規程等の作成

- ア 交付規程
- イ 募集要領
- ウ チラシ

(2) 間接補助金の募集、申請受理、取組内容の確認、交付決定等

- ア 申請受付及び申請書類の確認
- イ 審査、交付決定
- ウ 支払、返還
- エ 広告・ダイレクトメール

(3) 間接補助金の各種問い合わせに対応

申請手続、対象経費、審査状況などへの問い合わせ対応

(4) 交付事業者に対する現地調査

補助金の交付事業者に対して、必要に応じ現地調査を実施

4 間接補助金の対象経費

交付要綱別表2によるものとし、その詳細については、要綱第11条に基づく交付規程において定めることとする。

5 間接補助金の対象事業者

交付要綱別表3の1第2号ただし書きで掲げる別に定める要件とは、次のとおりとする。

- ア 令和3年(2021年)10月1日から令和5年(2023年)8月31日までに創業した場合、令和4年(2022年)1月1日以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高（又は付加価値額）が、創業日から令和5年(2023年)9月30日までの1日当たりの平均売上高（又は付加価値額）に、申請に用いる任意の3か月と同日数分を乗じた売上高（又は付加価値額）と比較して10%（付加価値額の場合は15%）以上減少していること
- イ 令和5年(2023年)9月1日から令和5年(2023年)11月30日までに創業した場合、令和5年(2023年)12月の売上高（又は付加価値額）が、創業日から令和5年(2023年)11月30日までの1日当たりの平均売上高（又は付加価値額）に、申請に用いる日数と同日数分を乗じた売上高（又は付加価値額）と比較して、10%（付加価値額の場合は15%）以上減少していること

6 募集開始時期等

間接補助金の開始については、交付決定後速やかに行うものとし、その時期及び募集期間については、道の確認を受けるものとする。

7 交付申請書に添付する書類

補助金交付申請者は、別紙「中小・小規模企業省エネ・デジタル環境整備緊急対策事業費補助金（デジタル技術導入）事業計画書」を交付申請書に添付するものとする。

8 その他

補助事業者は、補助事業の遂行に当たって疑義が生じた場合、道の確認を受けるものとする。

附則

この要綱の運用は、令和6年1月19日から施行する。